

## 佐賀県親林交流指導員認定要領

### (目的)

第1条 公益財団法人さが緑の基金（以下「基金」という。）は、県民協働による森林・緑づくり活動を推進するため、県内で開催される森林づくり活動及び森林環境教育等において、森林・林業や緑化に関する知識の普及啓発及び技術・技能を実践指導できる者を「佐賀県親林交流指導員（以下「指導員」という。）として認定する。

### (活動内容)

第2条 指導員は、前条の目的を達成するため、次項に定める団体等が行う活動に対し講師等として指導を行うものとする。

2 県内の市町、保育園、幼稚園、小中高等学校、放課後児童クラブ、子ども会、緑の少年団、CSO団体（自治会、ボランティア団体、NPO法人等の各種団体）及び民間企業が行う森林活動及び森林環境教育等の活動で以下の指導員活動区分表に掲げるものとする。

#### [指導員活動区分表]

活動区分	活動内容
森林づくり活動	植樹活動（樹種選定、植栽、下刈）、枝打ち、切捨間伐、搬出間伐、竹林整備 等
森林環境教育	森林のしくみ等の解説、木工教室、きのこ栽培教室、炭焼き教室、野外ゲーム、自然素材工作教室（ネイチャークラフト）、野鳥観察（バードウォッチング）、樹木・野草観察、昆虫観察、きのこ・山菜採り、キャンプ 等
その他の活動	樹木・草花の手入れ、川遊び、竹細工、木の実の工作、こけ玉作り、緑のカーテン 等

### (要件)

第3条 指導員は、次の各号の要件を全て満たすものとする。なお、指導員は職業としての資格ではない。

- (1) 年齢が満18歳以上の者
- (2) 佐賀県内で指導員として活動ができる者
- (3) 前条第2項「指導員活動区分表」に掲げる活動区分のいずれかの専門知識等を有する者

### (認定)

第4条 基金は、次の各号のいずれかに該当する者を指導員に認定する。

- (1) 森林・林業に関する国家資格（技術士、林業普及指導員等）又は国家資格相当の資格（森林インストラクター、樹木医等）を有する者であって、指導員として活動する意思がある者
- (2) 県が開催（委託を含む）する指導者育成講習会の受講修了者等であって、かつ、基金が適当と認めた者
- (3) 森林づくり活動及び森林環境教育の実務経験を有する者であって、かつ、基金が適当と認めた者

(適性審査委員会の設置)

第5条 指導員の適性を判断するため、適性審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、森林整備課長、林業課長、基金事務局長により構成する。
- 3 委員会の委員長は、基金事務局長とし、委員会を代表するとともに、これを総括する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。

(適性審査)

第6条 委員会は、指導員の適性を審査する。ただし、第4条第1号及び第2号に該当する者は、適性審査を免除することができる。

- 2 委員会は全ての委員が指導員の活動経歴等により適当と認めた場合に適性と判断する。  
ただし、委員が指導員の適性を確認する必要があると判断した場合は、面接により判断する。

(認定期間)

第7条 指導員の認定期間は、5年間とする。

ただし、認定日が年度途中の場合は、5年を経過しない年度末までとする。

(登録)

第8条 基金は、指導員に認定した者を親林交流指導員名簿に登録する。

(更新)

第9条 基金は、指導員の認定期間が満了したときは、すみやかに指導員に対し更新の意思を確認するとともに、更新の意思がある者について、再認定するものとする。

(認定の取消し)

第10条 基金は、指導員が第3条の要件を満たさなくなったと認められる場合又は本人からの認定解除の申し出があった場合は、認定を取り消すことができる。

(講習会等)

第11条 基金は、指導員の資質の向上を図るため、講習会等を開催する。

(指導員の活用)

第12条 基金は、指導員に対し、森林づくりに関する情報を提供するとともに、森林づくり活動の講師斡旋など、指導員の活用に努める。

附則 この要領は、平成22年3月3日から施行する。

附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年2月25日から施行する。

附則 この要領は、平成29年2月22日から施行する。

附則 この要領は、平成31年1月14日から施行する。

附則 この要領は、令和5年3月10日から施行する。

附則 この要領は、令和6年2月5日から施行する。